

市立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

市立学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等、国の通知等に基づき、感染症対策を図っています。

◆ 家庭での朝の検温と報告

保護者の方には、登校前に児童生徒の健康状況（発熱や咳等がないこと）を確認し、「健康チェック表（朝の体温、風邪の症状の有無）」を持たせて登校させていただきようをお願いしています。

◆ 換気の徹底

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにしています。

◆ 手洗いの指導

外から教室へ入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うように指導しています。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に使用しますが、基本的には流水と石けんでの手洗いを行っています。

◆ 1日1回の校内消毒

大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、消毒液を浸した布巾等で拭くか、清掃活動において、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を用いた拭き掃除を行っています。

◆ マスクの使用

学校教育活動においては、原則として感染症予防の観点からマスクの着用をお願いしています。運動時や熱中症などの健康被害が発生する恐れのある場合や、人と十分な距離を確保できる場合については、マスクを外すこともあります。マスクを外した場合は「人と十分な距離を保つ」「近距離での会話を控えるようにする」等の対応をしています。

児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者となった場合、PCR検査を受検することとなった場合には、学校保健安全法による出席停止となります。

また、児童生徒が新型コロナワクチンの接種を受ける場合や、ワクチン接種の副反応で発熱した場合等は、「欠席としない」などの柔軟な取扱いをすることとしています。

※欠席について心配なことがありましたら、各学校へお問い合わせください。